

介護保険料が4月から変わります

岡地域介護課保険料係 ☎922-1376



☑ 令和6～8年度の介護保険料の変更点は下の3つです。

変更点

1

基準額（年間）が64,800円から**71,760円**に変わります。

基準額の考え方

草加市で必要な介護サービスの総費用

×

65歳以上の方の保険料の負担分

÷

草加市に住む65歳以上の人数

2

基準所得金額のうち、**第9～11段階を区分する額が変更**になります。

3

所得段階が全11段階から**全13段階**になります。



改定後 65歳以上の人の介護保険料

所得段階	本人の住民税・課税状況	世帯の住民税・課税状況	基準所得金額		年額保険料	保険料率
第1段階 (生活保護受給者含む)	非課税	全員非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額	80万円以下	20,450円	基準額×0.285
第2段階				80万円超120万円以下	30,130円	基準額×0.420
第3段階				120万円超	49,150円	基準額×0.685
第4段階		課税者がいる		80万円以下	変更点1 62,430円	基準額×0.870
第5段階				80万円超	71,760円	基準額
第6段階	課税	—	前年の合計所得金額	120万円未満	86,110円	基準額×1.200
第7段階				120万円以上210万円未満	93,280円	基準額×1.300
第8段階				210万円以上320万円未満	107,640円	基準額×1.500
第9段階				320万円以上420万円未満	121,990円	基準額×1.700
第10段階				420万円以上520万円未満	136,340円	基準額×1.900
第11段階				変更点3	変更点2	520万円以上620万円未満
第12段階				620万円以上720万円未満	165,040円	基準額×2.300
第13段階				720万円以上	172,220円	基準額×2.400

※「課税年金収入額」とは、老齢(退職)年金のことで、遺族年金・障害年金などは除きます。
※「合計所得金額」とは、収入から必要経費等を控除して算出した所得(給与・事業・雑など)の合計金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
※土地売却等に係る長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除を適用している場合は、当該特別控除額を合計所得金額から控除した金額を所得段階の算定に用います。
※第1～5段階の方は、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除して算定を行い、その金額に給与所得が含まれる場合には、当該給与所得の金額(所得金額調整控除がある場合は控除前の金額)から10万円を控除した金額を用います(0円を下回った場合は0円とみなします)。

news 65歳以上の人へ 6月中旬に「令和6年度納付通知書等」を郵送

納付方法	通知書名	通知方法
納付書	介護保険料納付通知書	封書
口座引き落とし	介護保険料額決定通知書	封書
年金からの差し引き		はがき

※40～64歳の方は加入している医療保険と合わせて納めるため通知はありません。

news 草加市独自の減免制度

- 対象

介護保険が適用されない施設(精神科病院など)に入院(所)している人
- 要件

65歳以上で介護保険料の滞納がなく、6か月以上入院(所)し、退院(所)の見込みがない人
- 保険料

免除(申請日により、減免できる金額が変わります)

※これまで第1段階の人を対象に実施していた減免制度は廃止となりました。